

平成25年1月25日

各位

更生会社 エルピーダメモリ株式会社

管財人 坂本 幸雄

管財人 小林 信明

社債権者集会の決議結果と今後の予定について

平成25年1月23日、

- ・エルピーダメモリ株式会社 130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「2回債」といいます。）
- ・エルピーダメモリ株式会社 130%コールオプション条項付第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「3回債」といいます。）

につき、それぞれ第一回社債権者集会が開催されました（2回債と3回債の社債権者集会は同一日時、同一場所において同時に開催）。

当該集会の決議結果と今後の予定の概要は以下のとおりです。

なお、以下の社債権者集会の決議は2回債及び3回債の更生計画案への議決権行使に関するものであり、当職らが裁判所に提出した更生計画案が否決されたものではありません。

当該更生計画案の決議は、議決権を有する全更生担保権者及び更生債権者（2回債及び3回債はその一部です）による平成25年2月26日までの当該計画案への投票により決せられるものです。

第1 2回債

1 社債権者集会の結果

本議案（＝社債管理者に、管財人提出の更生計画案への賛成の議決権を行使する権限を授権する議案）については、議決権者の議決権の総額の5分の1以上の同意はあった一方で、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意はなく、可決されませんでした。

予備的議案（＝社債管理者に、管財人提出の更生計画案への反対の議決権を行使する権限を授権する議案）については、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意があり、原案どおり可決されました。

2 今後の予定

前述1の社債権者集会の決議は、社債管理者である株式会社あおぞら銀行（以下「あおぞら銀行」といいます。）が、裁判所に対し、当該決議の認可の申立てをし、裁判所の認可を受けてその効力を生じます。

効力が生じた場合、あおぞら銀行は、更生計画案への反対の議決権を行使しますが、そのときには、2回債の社債権者様は、更生計画案の決議において個別に議決権を行使できません（仮に効力が生じない場合には、後述第2の2と同様になります）。

第2 3回債

1 社債権者集会の結果

本議案（＝社債管理者に、管財人提出の更生計画案への賛成の議決権を行使する権限を授権する議案）については、議決権者の議決権の総額の5分の1以上の同意はあった一方で、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する

者の同意はなく、可決されませんでした。

予備的議案（＝社債管理者に、管財人提出の更生計画案への反対の議決権を行使する権限を授権する議案）については、議決権者の議決権の総額の5分の1以上の同意はあった一方で、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意はなく、可決されませんでした。

2 今後の予定

3回債については、平成24年10月31日（付議決定日）までに裁判所に対し議決権を行使する意思がある旨の申出がなされた3回債を保有する社債権者様は、一定の証拠書類等により当該保有が確認された場合、更生計画案の決議において個別に議決権を行使できます（会社更生法190条1項2号）。

平成24年10月31日までに上記申出をした社債権者様には、個別にご連絡させて頂いております（更生計画案の決議における議決権行使期限は平成25年2月26日）。

なお、上記申出がなされた3回債を譲り受けた社債権者様であって議決権行使をお考えの方は、下記にご連絡下さい。

記

エルピーダメモリ株式会社更生管財人室

更生会社管財人室本件CB係 ※繋がりにくいかもしれませんが、ご容赦下さい。

電話0120-22-3995（受付時間 平日の午前9時～午後5時30分まで）

FAX03-3281-1726

更生会社は、今後も適正に更生手続を遂行すべく尽力してまいりますので、引き続き、更生手続へのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上